

第5次名張市地域福祉(活動)計画 (素案)

2025(令和7)年～2029(令和11)年

名張市・名張市社会福祉協議会

地域福祉(活動)計画について

地域福祉(活動)計画とは

地域福祉(活動)計画は、地域福祉推進の主体である地域の皆様とともに、地域の生活課題を明らかにし、生活課題の解決のために必要となる施策の内容や体制等について、名張市及び名張市社会福祉協議会のほか、多様な関係機関、専門職等により構成する名張市地域福祉推進協議会(以下「地域福祉推進協議会」といいます。)において協議し、目標を決め、取組を計画的に進めていくためものです。

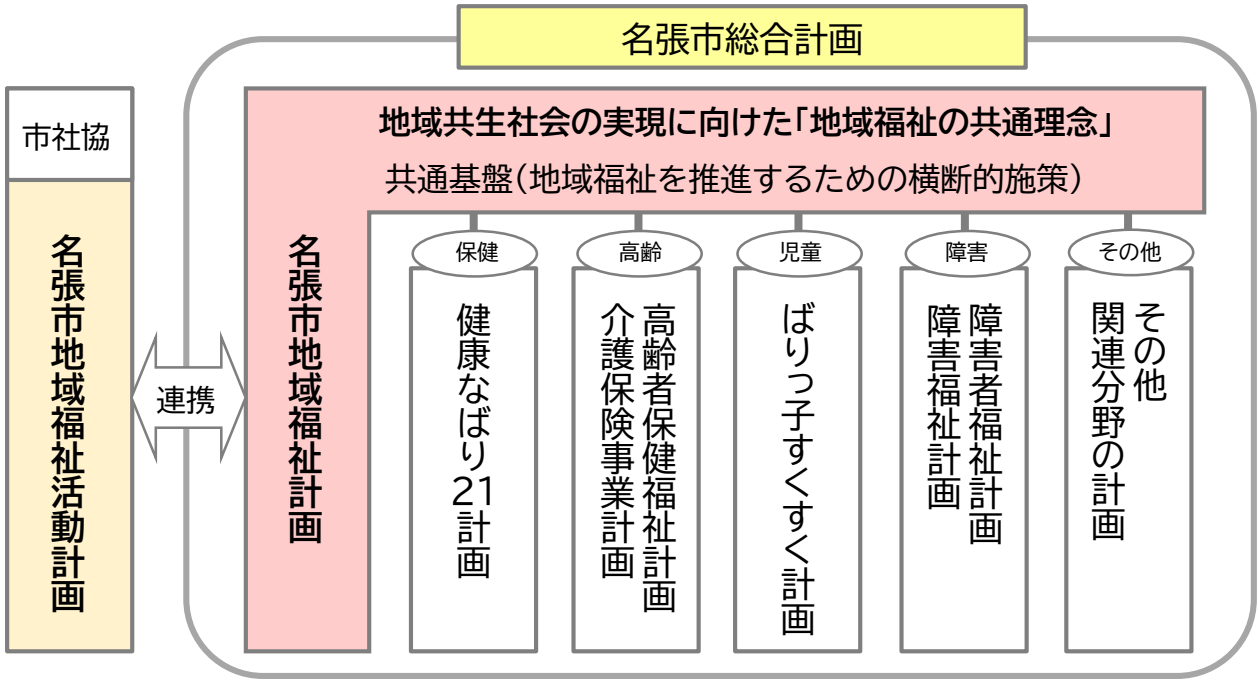
誰にでも、人の支えが必要となることがありますが、同じように、誰にでも、人を支えている時間があるはずです。地域共生社会は、こうした考え方に立って、あらゆる人に役割や出番のある地域社会を目指していこうという考え方です。地域での役割や出番を作っていくためには、行政や専門職が果たすべき役割と同時に、地域の様々な「民」の力が不可欠です。地域福祉計画は、それぞれの役割を示すとともに、両者が協働して、名張市の地域共生社会を作り出していくための見取り図を描くものです。

名張市地域福祉推進協議会会長 永田 祐

名張市の地域福祉のこれまでの主な取組

	平成17～21年度 第1次計画	平成22～26年度 第2次計画	平成27～令和元年度 第3次計画	令和2～令和6年度 第4次計画
市 地域福祉計画	○身近な地域福祉の活動の場づくり「夢づくり広場」事業 ○福祉課題の増大や複雑化に対応するための健康福祉の拠点「まちの保健室」の設置	○災害時に備えた地域における要援護者の安否確認と避難支援を想定した「地域あんしんねつと」事業 ○公的サービスで対応できない生活課題を地域で支える「地域ささえあい」事業	○ワンストップで包括的な相談・支援を行う「地域福祉教育総合支援システム」 ○生活困窮者の自立に向けた支援体制整備	○「社会的処方」による断らない相談支援・参加支援、専門職による伴走型支援の充実 ○全世代・全対象型包括支援センター機能を持った「地域福祉教育総合支援ネットワーク」 ○高齢・障害・児童・生活困窮・教育・保健の各分野にエリアディレクターを配置し、横断的な相談支援体制を整備
社会福祉協議会 地域福祉活動計画	○課題に気付ける、地域で活躍する人づくり「ボランティアセンター事業」の推進 ○地域住民を孤立させないための住民の支え合い活動を広げる「小地域福祉活動」の推進 ○「地域福祉権利擁護事業」、「法人後見事業」の推進	○地域ささえあい活動の推進 ○救急医療情報キットによる「安心ネットワーク事業」の推進 ○担い手づくりとつながりづくりを進めるボランティアセンターサテライト(福祉まちづくりセンター)の創設 ○総合相談・支援を行う「なばり暮らしあんしんセンター」の設置	○生活支援コーディネーターの配置などの「くらし応援ネットワーク事業」の推進 ○平時から地域を支える「災害ボランティアセンター事業」の推進 ○地域福祉で進める新たなセーフティネット「生活困窮者自立支援事業」の推進 ○社会福祉法人連絡会の設立による地域における公益的な活動の推進	○自分や家族が暮らしたい地域づくり「くらし応援ネットワーク事業」の充実 ○地域福祉の多様な担い手の育成・支援を進める「ボランティアセンター事業」の推進 ○地域でつながりを実感できるセーフティネット「なばり暮らしあんしんセンター事業」の強化

地域福祉計画の位置づけと他計画との関係



第5次名張市地域福祉(活動)計画では

令和7～11年度
第5次計画

地域福祉を推進
するための仕組み
や行政施策

同じ方向性を
持って推進するため
計画を統合します

地域住民をはじめ
とする多様な主体
の参画と協働を
具体的に進めるた
めの活動や実践

●名張市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定

名張市(以下「市」といいます。)と名張市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」といいます。)が地域福祉の推進に当たり、理念や施策の方向性を共有し、関係機関との連携を図りながら、より効果的に施策を推進していくために、市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とを統合し、一体的に策定することとします。

●少子高齢・人口減少社会における地域福祉課題の共有

人口推移と将来推計から市の現状とこれからを知り、市内で生活する人たちを取り巻く地域福祉の現状と課題についての理解を深めます。

●5年後の地域共生社会実現のために

市、社会福祉協議会、関係機関・関係団体(以下「関係機関等」といいます。)が連携、協働して、計画に基づいて取組内容を設定します。それぞれの取組内容を振り返り、次年度の取組へと深化させます。

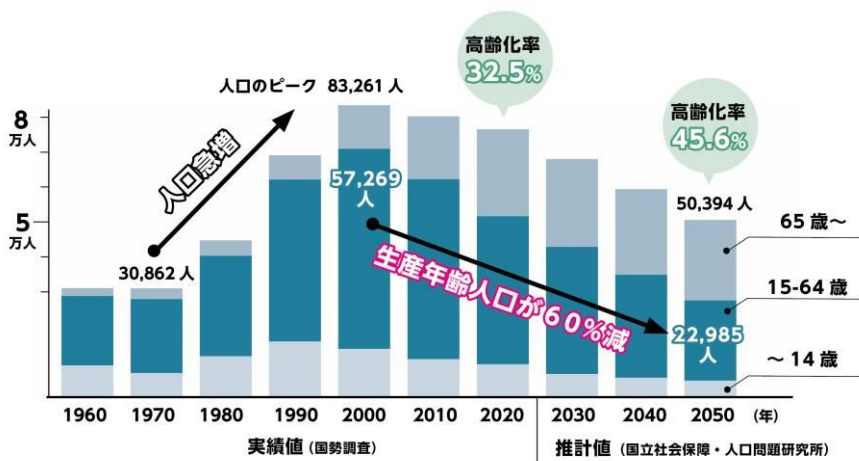
●地域福祉推進のプラットフォームづくり

各分野だけでは解決できない課題への対応や、地域共生の取組を市全体に広めていくための協議を行うプラットフォーム機能を地域福祉推進協議会の役割として追加します。

●「自殺対策計画」、「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定

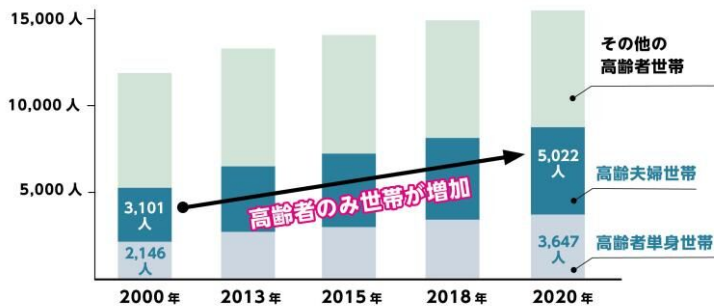
データで見る地域福祉を取り巻く状況

人口推移と将来推計



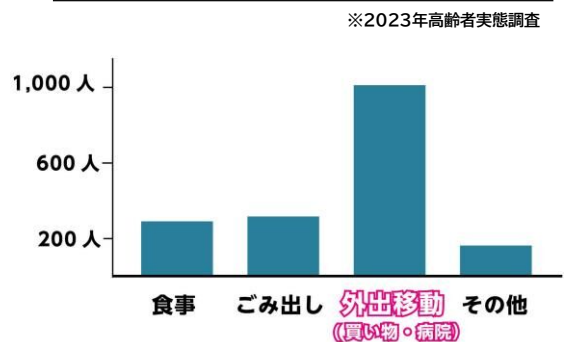
- 1970年以降、増加を続けていた人口は2000年をピークに減少しています。
- 65歳以上人口も、2025年以降は緩やかな減少傾向となります。
- 一方で、地域の支え手である生産年齢人口は減少を続け、2020年に32.5%だった高齢化率は、2050年には45.6%に上昇します。

高齢者世帯の推移



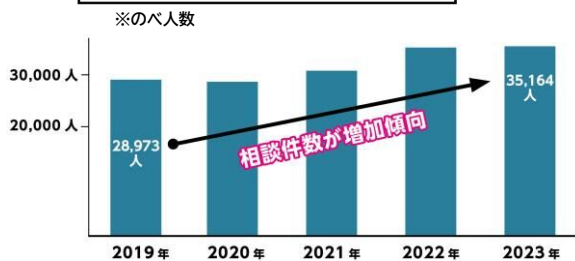
- 2010年から2020年までの10年間で高齢者単身世帯は約1.7倍、高齢夫婦世帯は約1.6倍に増加しました。
- 高齢者のみで暮らす世帯が増えていくため、地域内で孤立させない取組などが求められます。

自宅で暮らし続けるために必要な援助



- 住宅地を中心に坂が多く、また、病院や公共施設、店舗などが点在する名張市では、移動手段の確保が求められています。

まちの保健室への相談件数



- まちの保健室への相談件数は増加傾向にあります。民生委員・児童委員等が受け止める相談を専門機関につなぐことを目的とした相談も多く寄せられています。
- 複合的な課題や制度の狭間にある問題、自ら相談に行くことが困難な人への対応なども増えており、生きづらさを感じる人への包括的な相談支援体制が一層求められています。

サロン事業等地区活動



- 2020年以降、新型コロナウイルス感染症が広がり、感染拡大防止の観点から人の移動が制限されるなどし、地域活動が減少しました。
- 「孤独や孤立」が生まれやすい環境への配慮が求められます。

名張市の課題と解決に向けた方向性

効果的な介護予防

- ▶ 介護が必要な高齢者の増加が見込まれる中、より効果のある介護予防の取組が求められます。

担い手不足

- ▶ 高齢化、生産年齢人口の減少、定年延長などにより、地域の担い手が不足しています。

孤立・生きづらさ

- ▶ 生活困窮、虐待、DV、ひきこもりの人等が地域で孤立しない取組や、世代・制度を問わず包括的に相談できる体制が求められます。

活動への理解不足

- ▶ 民生委員・児童委員や保護司などの活動の趣旨や内容が知られていないため、理解が得られないこともあります。

大規模災害への不安

- ▶ 全国で大規模災害が頻発する中、被災への不安が増えています。

福祉人材の確保

- ▶ 生産年齢人口が減少する中、介護需要等の高まりに伴い、福祉人材の確保が求められます。

高齢者のみ世帯の増加

- ▶ 特に通院・買い物等の移動支援が求められますが、供給不足が懸念されます。身元保証なども課題です。

福祉従事者等の意識の変化

- ▶ 福祉事業従事者、ボランティア活動等をしている人で、利用者宅での活動を好まないといった傾向もあります。

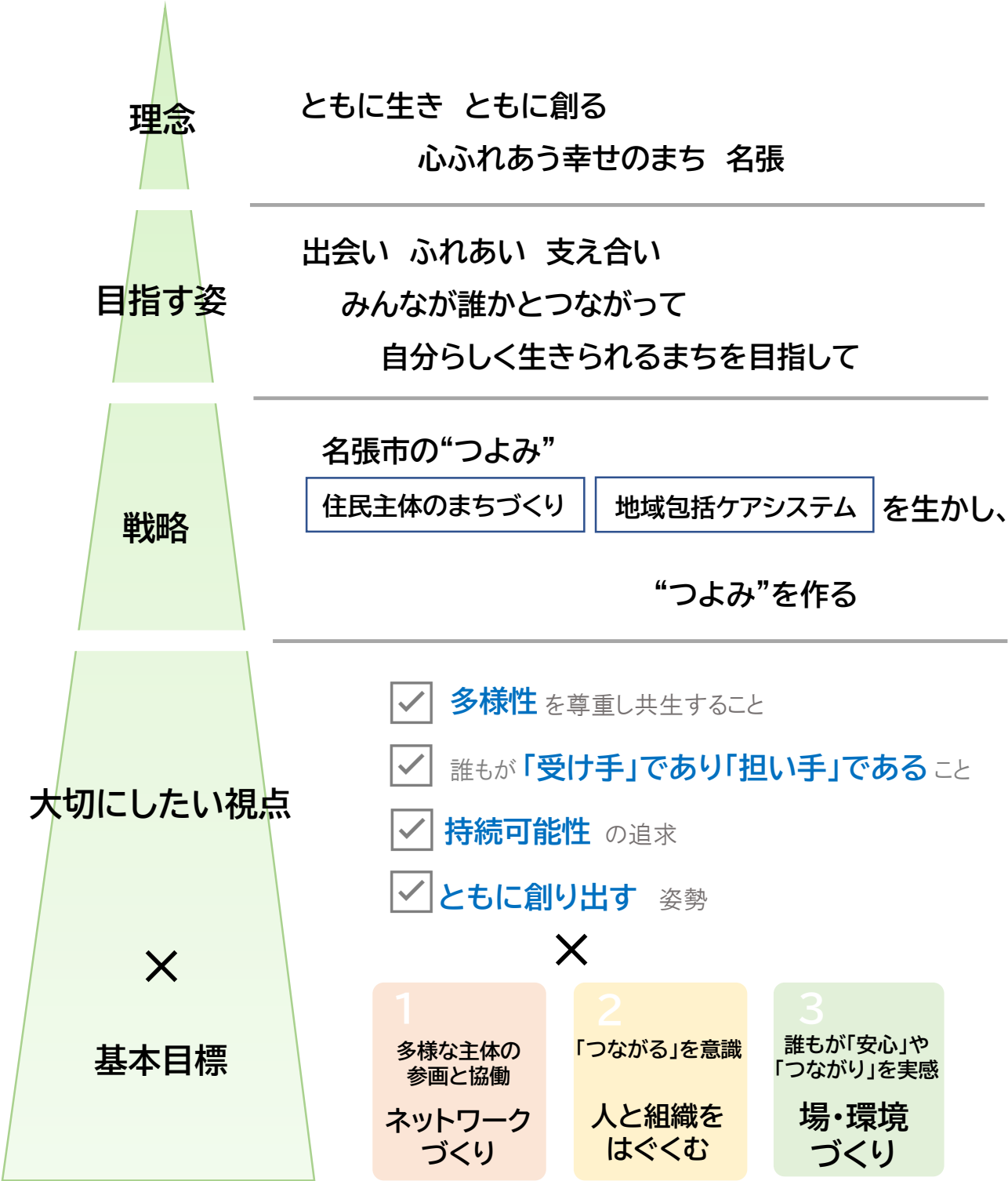
コロナ禍の影響

- ▶ コロナ禍を経て、地域活動が衰退したり、活動継続のノウハウが継承されなかったりしています。

コーディネート機能の強化

- ▶ 支援者同士の情報共有や相互連携が求められる中、コーディネート機能の強化が必要です。

第5次計画の全体像(イメージ)



第5次計画の全体像(説明)

理念 ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち 名張

地域の様々な生活課題に対応するための「つながり」づくりなど、より一層地域福祉の充実を図る必要があります。このことから、第5次計画では、第4次計画までに掲げてきた理念を継承しつつ、新たに「つながる」という視点を加え、多様な「つながり」を実現するための施策を推進します。

目指す姿 ~出会い ふれあい 支え合い みんなが誰かとつながって自分らしく生きられるまちを目指して~

地域における生活課題が膨らむ中で、自分らしく生きられる“その人らしく”という本人の視点が忘れられがちになります。「出会い」「ふれあい」「支え合い」を大切にしながら、みんながつながって、その人らしく生きられるまちを目指します。

戦略 名張市の“つよみ”を生かし、“つよみ”を作る

市の“つよみ”である地域力「住民主体のまちづくり」と、まちの保健室や地域福祉教育総合支援ネットワークなどによる包括的支援体制「地域包括ケアシステム」を生かして、地域福祉の充実を図ります。

住民主体のまちづくり

地域力や様々な主体の参画・連携を基本にした、誰もが生きがいを持って、安心・安全に暮らせるまちづくりに向けた取組

地域包括ケアシステム

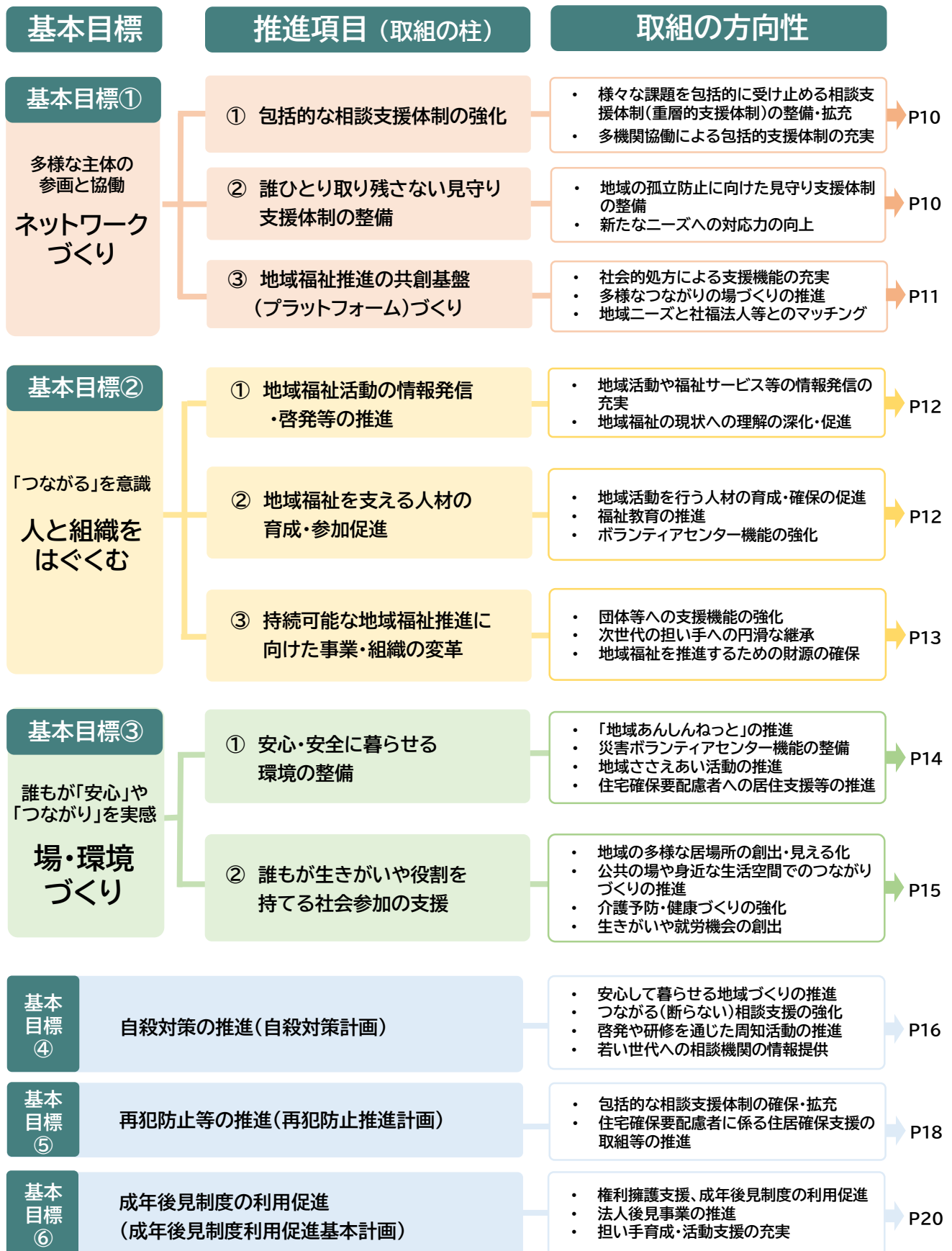
まちの保健室や地域福祉教育総合支援ネットワークによる全世代型・全対象型の地域包括ケアシステム

また、新たな担い手を育み、様々な活動のつながりや様々な人の居場所を作ることに重点的に取り組むことで、市の新たな“つよみ”を作り、次世代へとつなぎます。

視点 計画推進に当たって大切にする視点

- ☒ **多様性**を尊重し共生すること
誰もが自分らしく生きるという当たり前の気持ち、普段の生活の営みを尊重して、ともに地域社会を作ります。
- ☒ 誰もが**「受け手」**であり**「担い手」**であること
誰もが支援する側、支援を受ける側の双方の面を持っていることを認識し、それぞれがまちづくりの当事者として、話し合い、学び合います。
- ☒ **持続可能性**の追求
持続可能な地域福祉の推進を図っていくに当たり、10年後、15年後を見据えて、新たな担い手を育み、取組の手法、財源の在り方についても検討し、次世代につなぎます。
- ☒ **ともに創り出す**姿勢
新たな取組へのアプローチについて、多様な主体が多様な感性を持ち、スクラムを組んで検討します。

第5次計画の推進体系



第5次計画の推進のために

重点 取組

この5年間における重点取組



市民一人ひとり(企業や関係団体等も)が、自分たちのつよみを生かし、できる範囲の中で地域の活動に参加し、やりがいを持って楽しみながら、つながることができる場が大切です。若い世代の人たちがこれからも名張で頑張りたいと思うことができるよう、一歩踏み出していく取組を重ねていきます。

取組の 進め方

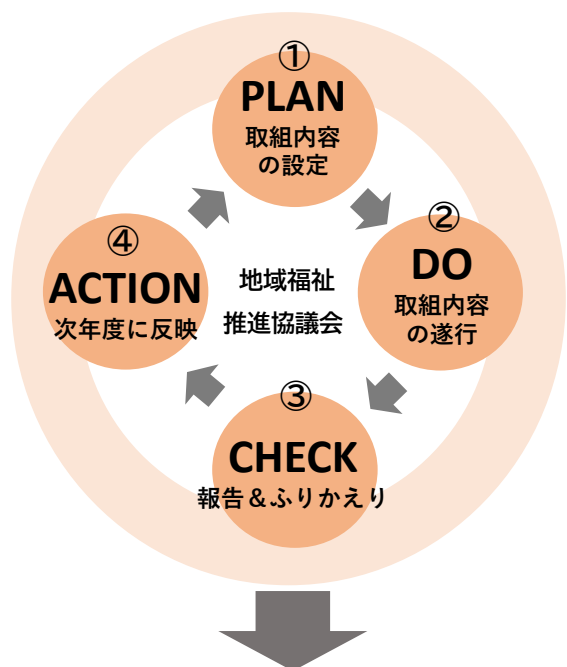
「地域福祉推進協議会」により計画を後押し

1年間の取組の「振り返りの場」として

- ① 第5次計画の推進項目に対するその年度の取組内容を設定します。(年度当初)
- ② 市、社会福祉協議会、関係機関等が連携、協働して取り組みます。
- ③ それぞれの主体が行った活動を報告し、振り返りを行います。(年度末)
- ④ 当該年度の振り返りから、次年度の取組内容に反映します。(年度末)

地域福祉推進のプラットフォームとして

- 「地域共生」の取組を市全体に広めていくための協議を進めていきます。
- 各分野だけでは解決できない課題の協議を進めていきます。



「ともに創り ともに進める計画」へ

① 包括的な相談支援体制の強化

●様々な課題を包括的に受け止める相談支援体制の整備・拡充

まちの保健室、地区担当保健師、エリアディレクター及び地域マネジャーや社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、なばり暮らしあんしんセンター等の各種相談員が、市民が抱える様々な課題を包括的に受け止め、横断的な支援体制で寄り添い、課題解決に向けて対応できる体制を整備・拡充します。

重層的支援体制整備事業を実施することにより、相談支援体制やその機能の実効性を高めます。（事業のイメージは23ページ）

●多機関の協働による包括的な相談支援体制の充実

全世代・全対象の複合課題を受け止める「地域福祉教育総合支援ネットワーク」や高齢・障害・児童・生活困窮・教育・保健の各分野に関するエリアディレクターの配置などにより、課題解決機能の向上を図ります。

地域において、個々の課題を地域の課題として話し合える場づくりを進めます。多様な主体が協働して取り組む共創、地域ケア会議、地域医療・福祉の連携なども推進します。

社会福祉協議会が果たす主な役割

●なばり暮らしあんしんセンター機能の発揮

判断能力に課題がある方や低所得で身寄りのない方に対する「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」、生活困窮にある方やひきこもりの方、8050世帯に対する「生活困窮者自立支援事業」や「生活福祉資金貸付事業」等の実施により、支援を必要とする市民の“尊厳ある本人らしい生活を維持・回復する”取組を進めます。

●生活支援コーディネーターによる取組

地域ケア会議など個々の課題解決に向けて、地域包括支援センターと連携し、地域での話合いの場づくりを進めます。

② 誰ひとり取り残さない見守り支援体制の整備

●地域で孤立しないための見守り支援の推進

再犯防止や自殺対策の取組、ケアラー支援、当事者団体・ピアサポート活動、在宅療養患者と家族への支援などにより、生活困窮・虐待・DV・ひきこもりなど、様々な課題を抱える人が、地域で孤立しないための見守り支援を推進します。新しい認知症観（国が策定する「認知症施策推進基本計画」による）に基づいた、認知症の人にもやさしい地域づくりを推進します。自ら支援を求めることが困難な方々のところに出向き、必要な支援を届けるアウトリーチによる支援機能の充実に取り組みます。

地域において見守り・支援する民生委員・児童委員や保護司をはじめ、地域の配食サービス、サロン、広場、生活支援ボランティア等の活動の支援を行います。

就労や生活資金、心身の健康など、生活上での悩みについて、対象者を限定することなく、制度を横断的に活用して支援を行うなばり暮らしあんしんセンターの取組を推進します。

●地域福祉における新たなニーズへの対応力の向上

身寄りのない人への支援、終活支援、身元保証の仕組みなど地域福祉における新たなニーズへの対応について、検討していきます。

社会福祉協議会が果たす主な役割

●社会福祉協議会の持つコミュニティソーシャルワーク機能の発揮

生活支援を主体とする地域ささえあい活動や、地域での見守り活動を進める配食ボランティア、サロン活動等の取組への支援を通じ、地域での生活福祉課題の把握に努め、自ら声をあげることが難しい人の存在を常に念頭に置き、地域での見守り、支えるネットワークづくりを進めます。

●「おひとりさま」のエンディングサポートに関する仕組づくり

身寄りのない方、親族に頼れない方が最後まで尊厳を持って地域で暮らすためには、生活の様々な場面において「保証」が求められます。終活支援や保証の仕組問題などエンディングサポートに関する仕組づくり・対応力の向上に向けた取組を市とのパートナーシップに基づき、関係機関等とともに進めます。

③ 地域福祉推進の共創基盤(プラットフォーム)づくり

●「社会的処方」による支援機能の充実

つながりにより、ともに幸せを生み出す活動を「社会的処方」といいます。社会的処方の理念である人間中心性・エンパワメント・共創は、事業や分野、職種等を越えて共通する大切な視点です。つながりを広げる活動の実践者であるリンクワーカーは、専門職や地域住民に限りません。こうした理念の推進とともに、リンクワーカーの育成を広げます。

●多様な主体のつながりの場づくり(「福祉×〇〇」の取組)

各団体が相互連携により、情報共有等を行う場づくりを進めます。また、「活動者×〇〇」(例えば企業の力やDXの力、福祉分野以外の活動者など)のコラボレーションによる新たな価値の創出を図ることができるよう、地域課題の把握やその課題解決に向けた話合いの場づくりを行います。

●地域ニーズと社会福祉法人等とのマッチング機能の向上

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の促進に向けて、地域ニーズと社会福祉法人等とのマッチング機能を構築します。

就業の機会の提供を通じた高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、名張市シルバー人材センターの活用促進に取り組むとともに、様々な主体との連携により、集い、働き、楽しめる場の創出につなげます。

大学や高校、事業者、活動団体等とともに地域福祉(共創)を進めます。

社会福祉協議会が果たす主な役割

●福祉関係団体との相互連携の機会づくり

福祉団体の事務局、障害者スポーツ大会やふれあいフェスティバルの開催支援、地域福祉活動の連絡会等の運営の機会を通じ、情報や課題の共有を図り、相互連携の機会づくりに努めます。

●社会福祉法人ネットワークによる公益的な取組の推進

名張市社会福祉法人連絡会の事務局として、各法人が力を合わせ、それぞれの専門性を生かし合い、協働によって多様化、複合化する地域の課題解決につながる「地域における公益的な取組」を進めます。

●「福祉×企業」の取組

「福祉(就職氷河期世代・ひきこもりの方・8050世帯の方・現役引退後の孤独孤立や年金のみで経済的困窮にある高齢者等)」×「企業(人材確保という企業が抱える課題)」に対し、就労機会のマッチングを図り、3方良し(個人や地域・企業・行政)となるネットワークの構築を進めます。

① 地域福祉活動の情報発信・啓発等の推進

●地域活動や福祉サービス等の情報発信の充実

市広報、市ホームページ、市公式SNS等を活用し、地域福祉等に関する情報提供の充実を図ります。関係機関等や地域等での情報の発信・共有の取組を行います。

●地域福祉の現状への理解の深化・促進

民生委員・児童委員や保護司、様々なボランティアの行う活動についての理解を深めていただけるよう、周知に努めます。

社会福祉協議会が果たす主な役割

●地域福祉活動の「見える化・理解(分かる)化」

多様な団体や個人の実践に対する「ファン(理解者・協力者)を広げる」情報発信・啓発に向けた取組に努めます。名張市社会福祉大会において、福祉活動者・協力者を表彰し、感謝の意を表すことを通じ、地域福祉の推進に対する理解と認識を深めていきます。また、ボランティア活動者の相互交流を目的とした「ふれあいフェスティバル」の開催により、ボランティア活動や当事者活動団体等(保護司会、身体障害者互助会、なばるの会等)への理解を深めます。

② 地域福祉を支える人材の育成・参加促進

●地域活動を行う人材の育成・確保

急務となっている人材確保策について、多様な世代の意見を聞きながら、活動に関する情報発信や講座・研修会など人材確保・育成のための具体的な取組を総合的に推進します。

●福祉教育の推進

次世代を担う若年層に対して、現在の福祉活動者の声を届ける仕組みを構築し、福祉に関する興味や関心を育む機会の提供や地域の福祉活動に参加するきっかけとなるような働き掛けによる福祉教育を進めます。

●ボランティアセンター機能の強化

多世代の地域活動への参加促進(様々な立場・世代の人が参加しやすい機会づくり)に向けて、地域福祉課題に取り組むことができる風土づくり、地域福祉人材の登録・マッチング等のコーディネート機能を強化します。

社会福祉協議会が果たす主な役割

●ボランティアセンター機能の強化

ボランティアセンターの「①相談・コーディネート、②環境整備、③ネットワーク支援、④情報提供、⑤広報・啓発、⑥各種講座の開催」といった機能を発揮し、あらゆる人の社会参加を応援するセンターにします。参加のきっかけづくりとして、新たに高校生等へのSNS等の情報発信や講座、イベントのPRなど、次世代の視点を取り入れた取組を進めて、誰もが気軽に参加できる基盤づくりをボランティアコーディネーターを中心に進めます。

●福祉教育の推進

ボランティアコーディネーターが中心となり、福祉協力校と連携しながら、児童・生徒への福祉教育を推進します。実施に当たっては、リソースパートナー(社会福祉法人、各種ボランティア等の実践団体、企業等)の協力を得て、身の回りの人や地域との関わりの中から自ら学び、解決する方法を考え、解決に向けて行動する力を育むサービスラーニング手法を取り入れた取組を進めます。また、大人の学びでは、福祉や生活に関する課題を学び、積極的に関わることで、まずは参加することの大切さに気付く機会を提供していきます。

③ 持続可能な地域福祉推進に向けた事業・組織の変革

- 団体等への支援機能の強化や負担軽減

各種団体等が行う活動充実への支援と同時に、日頃抱えている活動における課題の見直し、組織や取組の改革についても、一丸となって検討します。

活動の見直しや改革により、活動者の負担軽減についても検討していきます。

- 次世代の担い手への円滑な継承

次世代の担い手を育成し、円滑に継承できる仕組みづくりを検討します。

- 地域福祉を推進するための財源の確保

地域福祉を推進するための財源確保策について、社会福祉協議会と連携し、様々な観点から検討し、積極的に進めていきます。

社会福祉協議会が果たす主な役割

- 地域福祉活動の課題への取組

生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター及び地区担当者(コミュニティソーシャルワーカー)が、各々の業務を通じて把握するボランティア、地域福祉活動団体、活動者等のニーズを共有・整理し、課題解決に向けた取組を進めます。取組の推進に当たっては、一朝一夕に解決できるわけでも特効薬があるわけでもないことから、多様な協議の機会を設定し、知恵を共有し、実践していくことを積み重ねていきます。

- 地域福祉活動を支える各種助成事業の推進と見直し

社会福祉協議会は、「地域福祉活動助成事業」、「地域づくり組織活動助成事業」、「歳末たすけあい運動配分事業」、「地域福祉活動支援備品貸出事業」により地域福祉活動を支援しています。今後もこれらの事業を継続するため、その財源である赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、善意銀行(市民等からの寄附)等の理解を広げ、周知啓発に努めるとともに、助成団体等の協力も得ながら、多様な募金方法を検討し、各種募金活動を進めます。

また、地域福祉実践の活動に対する助成方法の在り方について検討し、地域福祉活動の継続に努めます。

- 地域福祉活動におけるファンドレイジングの在り方の検討と取組推進

多くの人に社会課題と有効な解決策を共有し、理解・共感・参加を得る、参加の自立性と解決当事者としての意識醸成の手段として、ファンドレイジング手法を取り入れるため、先進地や専門家からの指導・助言を受け、新たな地域福祉活動に係る財源の調達についての取組を進めます。

① 安心・安全に暮らせる環境の整備

●「地域あんしんねっと」の推進（日常から災害時にも助け合える地域づくり）

災害時に備えた日頃からの地域での見守り、助け合いの支援を進めるなど、関係機関等との連携を図りつつ、避難行動要支援者の支援体制を整備します。（令和6年度から対象者を見直し）

また、社会福祉協議会が実施する救急医療情報キットの配布についても、新たな配布対象者への周知等を行うことにより、継続して取組を実施します。

●災害ボランティアセンター機能の整備

災害発生時に災害ボランティアセンターを円滑に設置及び運営できるよう、地域や関係機関等と連携した訓練等を実施することで機能の整備、拡充に取り組みます。

●地域ささえあい活動の推進（生活支援・外出支援等）

制度福祉では賄いきれない生活の中のちょっとした支援を地域の住民間で行う仕組みである地域ささえあい活動について、継続して支援を行います。

●住宅確保要配慮者への居住支援等の推進

住宅確保要配慮者である低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯などの居住における課題について、連絡先確保や見守り支援等のソフト面での対応とともに低家賃の住宅の確保等のハード面での対応が求められています。福祉・住宅部局間での情報共有や関係機関等との連携強化を図り、ハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなど、生活の基盤となる居住に困難を抱える方への支援の拡充に取り組みます。

社会福祉協議会が果たす主な役割

●救急医療情報キットの普及啓発と避難行動要支援者対策への活用

救急医療情報キットの普及啓発を通じて、生活や健康面に不安を抱える方への見守り支援につなげます。本キットの配布対象者は①ひとり暮らしの人、②高齢者のみでお住いの人、③日中おひとりになる高齢者、④心身に障害のある人（手帳の有無は問いません。）、⑤その他救急時の対応に不安のある人、となっており、地域における避難行動要支援者になる可能性の高い人であることから、有事の活用方法についての検討を進めます。

●災害ボランティアセンターの基盤整備と機能強化（自然災害の激甚化・頻発化への対応）

市との協定に基づく有事の活動の実効性を高めるために、市とのパートナーシップに基づく運営力の強化、災害ボランティア養成、設置・運営訓練の実施、多機関協働の基盤づくりのための運営委員会の設置を進めます。令和6年の能登半島地震を教訓に、フェーズフリー（有事と平時を分けない日常的な活動）の地域福祉活動を進め、「受援力の強化」を図ります。また、DXを活用したセンター運営や支援ニーズの整理及び分析、行政との情報共有等の総合的な体制整備も併せて進めていきます。

●地域ささえあい活動の継続に向けた支援

孤独・孤立の予防につながる地域住民を主体とした地域ささえあい活動（配食・生活支援・サロン・付き添い支援等）を継続していくために、支援内容の見直しや人材確保などの課題の解決に向けた協議の場づくり、情報収集及び共有を図るなどの支援に努めます。

●住まいの相談に対応できる体制の整備

新たに「住まいの相談支援」（生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業）を実施し、住まいの総合相談窓口としての体制を整備します。不動産関係団体、事業者や大家との関係を構築し、住宅確保要配慮者等に対する居住支援を行います。また、家計改善のため、家賃の低廉な住宅への転居の支援も行います。

② 誰もが生きがいや役割を持てる社会参加の支援

●地域における多様な居場所の創出・見える化

総合福祉センターふれあい3階部分の「生きがい交流スペース」に、誰もが自分の居心地の良い居場所を持てるようユースプレースを設置し、多世代交流の拠点とします。

●公共の場や身近な生活空間でのつながりづくりの推進

高齢者や障害者、子育て世代の人、認知症の人、ひきこもりの人、外国人、不登校の子ども等、あらゆる人が地域の中に自分らしく社会とつながりを持つことができ、又は活躍できるよう、日常生活の延長線上に社会との接点を持てる居場所を作り出していけるようにします。

●介護予防・健康づくりの強化

市の将来人口推計から見る地域の活力という点からも、住民のそれぞれの幸せのためにも、介護予防・健康づくりの取組は急務となっています。効果的な実施に向けた介護予防事業の見直しを行います。

●生きがいや就労機会の創出

年齢を重ねても、障害があっても、全ての人が生きがいを持ち、就労できる機会を創出します。

社会福祉協議会が果たす主な役割

●総合福祉センターふれあい3階における「居場所」「多世代交流」「生きがい」づくり事業の推進

①高齢者生きがいづくり事業(サークル活動、交流、教養講座等、健康維持・フレイル予防、暮らしの相談等)、②多世代交流事業(子ども育み事業における長期休み支援事業、交流事業、学習支援等)、③つながり交流事業(ケアラーカフェ、就労支援カフェ、eスポーツ体験(ひきこもり状態の方×高齢者)等)を進めます。社会福祉協議会の事業とのマッチアップによる重層的な事業の推進により、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーター、なばり暮らしあんしんセンター相談員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、保育士等の専門人材を活用し、新たな拠点の基盤整備に努めます。

●孤立・孤独を防ぐ居場所づくりの推進

ひきこもりやおひとりさまなど、社会とのつながりが少ない方の孤独・孤立防止のための相談会や座談会の実施、また、支援をする人を対象とした研修会等を開催し、地域にある様々な社会資源とつながりの場づくり・機会づくりを通して、「気に掛け合う関係性づくり」に努めます。

●就労(社会参加)を通した生きがいづくりの推進

生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業)、被保護者就労準備支援事業により、年齢を問わず生きづらさを抱える人が、就労(社会参加)を通して生きがいを持てる機会を提供し、「誰もが役割を持てる地域共生社会の実現」に努めます。

計画の背景と主旨

● 背景

「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、平成18年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺者数は減少し、国の自殺対策は着実に成果を上げていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で、状況に変化が生じています。特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、G7諸国の中で最も高いという状況は変わりません。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があり、自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策との連携により、取り組まなければなりません。

● 国・県の動向

平成19年に国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、以降5年ごとに見直され現在は、令和4年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に基づいて施策が推進されています。

三重県では、平成21年3月に自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針として、「三重県自殺対策行動計画」が策定され、平成23年に三重県こころの健康センター内に「三重県自殺対策情報センター(平成30年3月に「三重県自殺対策推進センター」に名称変更)」が設置されました。現在、第4次三重県自殺対策行動計画(令和5年3月)に基づいて自殺対策が進められています。

● 計画の策定について

平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにし、また、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があるため、市では「名張市地域福祉(活動)計画」による取組と一体的に施策を推進することとします。

名張市の現状

本市の平成30年から令和4年までの5年間累計の自殺者数は合計63人(男性38人、女性25人)でした。平成25年から平成29年までの5年間の累計は58人であったことから、5人増加しています。男女比は、以前は自殺者の7割が男性でしたが、6割に減少し、女性が3割から4割に増加しています。(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より集計)

表 名張市の主な自殺者の特徴(2018～2022年合計)＜個別集計(自殺日・住居地)＞

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:女性60歳以上無職同居	10人	15.9%	18.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	9人	14.3%	23.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性60歳以上無職同居	8人	12.7%	22.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位:男性20～39歳無職同居	4人	6.3%	90.6	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:男性20～39歳有職同居	4人	6.3%	17.0	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」といいます。）にて個別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

＊自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したものです。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。

取組の内容

●安心して暮らせる地域づくりの推進

地域の見守りのネットワークの充実、支え合い、助け合いにより、交流やつながりのある地域福祉の推進体制を整備し、支援が必要な人が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

●つながる(断らない)相談支援の強化

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。相談支援機関は、分野横断・複合的な相談を受け止め、関係機関等と連携しながら課題解決に向けた対応を行い、必要に応じて適切な関係機関等につなぐことができるよう相談支援機関の機能強化を図ります。

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなげられるよう、かかりつけ医、精神科医等と連携しながら多職種で支援します。

●自殺予防週間や自殺対策強化月間などでの啓発

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで定められた同日から16日までの「自殺予防週間」や、例年、月別自殺者数の最も多い3月に定められた「自殺対策強化月間」等の機会を中心に、自殺予防の啓発や周知に努めます。

●自殺予防に関する研修

自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進します。
身近な人を支えるための傾聴スキルを学ぶ機会を創出します。

●学校との連携による児童生徒への教育

学校において、心の健康の保持等に係る教育や、自殺対策に資する取組を行う関係機関等との連携などを通じた児童生徒が命の大切さや尊さを実感できる教育、SOSの出し方に関する定期的な教育を実施します。

●自殺予防に関する相談機関が行う情報発信

SOSを出しやすい環境整備として、小中学校等におけるタブレット端末の活用等による児童生徒の心身の状況等の把握や、相談・支援情報の発信を推進します。

#いのちSOS

(NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク)

「死にたい」「消えたい」「生きることに疲れた」などの気持ちを専門の相談員が受け止め、状況を整理し、必要な支援策などについて一緒に考えます。

[0120-061-338](tel:0120-061-338)

おもい ささえる(フリーダイヤル・無料)

チャイルドライン

(NPO法人 チャイルドライン支援センター)

- チャイルドラインは18歳までの子ども専用です。
- チャット相談もあります。

[0120-99-7777](tel:0120-99-7777)

(フリーダイヤル・無料 ※携帯・PHSからもOK)
フリーダイヤルのため、IP電話からは接続できません。

毎日午後4時～午後9時

*12月29日～1月3日の期間は、相談受付休止

三重いのちの電話

(認定NPO法人 三重いのちの電話協会)

[059-221-2525](tel:059-221-2525)

午後6時
～午後11時

[0570-783-556](tel:0570-783-556)

午前10時
～午後10時

[0120-783-556](tel:0120-783-556)

毎日 午後4時～午後9時
毎月10日 午前8時～翌日午前8時

計画の背景と主旨

● 背景

刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

● 国の動向

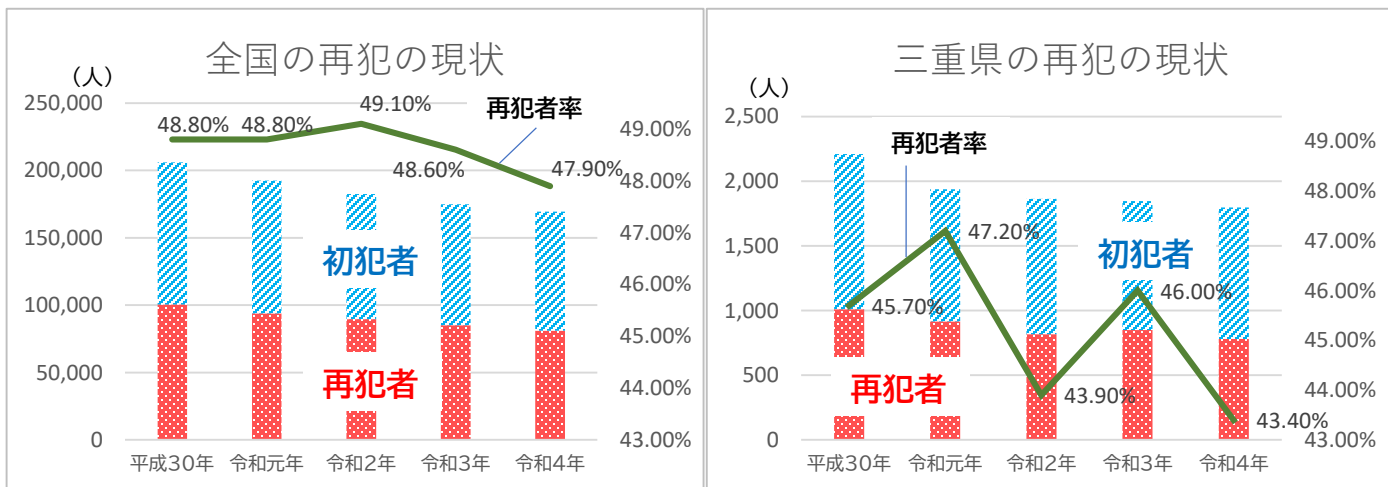
国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、令和5年に第二次再犯防止推進計画(以下「第二次推進計画」といいます。)が策定されました。

● 計画の策定について

市町村においても、国の第二次推進計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されており、市においては、本項目を再犯防止推進計画として位置付け、「名張市地域福祉(活動)計画」と一体的に施策を推進することとします。

三重県の現状

● 再犯者の状況(全国・三重県) (三重県再犯防止推進計画より)



● 再犯者を取り巻く状況(全国・三重県) (三重県再犯防止推進計画より)

No	項目	平成30年	令和4年	増減
①	協力雇用主数(三重県)	331	316	▲ 15
	実際に雇用している雇用主数(三重県)	13	12	▲ 1
②	刑務所再入所者で再入所時に無職であるもの(全国)	7845	5943	▲ 1902 人
	無職である者の割合(全国)	72.10	72.90	1 %
③	三重県内の刑務所出所時に帰住先がない者の数	44	14	▲ 30 人
	帰住先がない者の割合	17.70	4.70	▲ 13 %
④	三重県内の更生保護施設において居場所を確保した者の数	100	64	▲ 36 人
	三重県内の自立準備ホームにおいて居場所を確保した者の数	33	36	3 人
⑤	保護司の数(三重県) ※令和5年度	708	680	▲ 28 人
	保護司の充足率(三重県) ※令和5年度	92.70	89.00	▲ 4 %
	保護司の充足率(全国) ※令和5年度	90.70	89.40	▲ 1 %

取組の内容

●包括的支援を基本とした再犯防止の取組

地域の見守りによる支援対象者への地域福祉教育総合支援ネットワークによる関係機関等との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めることが極めて重要と考えます。

●情報共有体制の整備

民生委員・児童委員やまちの保健室の職員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等を行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。また、各種支援を行うに当たっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

●具体的な取組

犯罪や非行をした者を孤立させることなく、「息の長い」社会復帰支援に取り組むため、第4次計画の取組の方向性等は承継しつつ、第二次推進計画等を踏まえ、具体的な取組を以下のとおり推進します。

困りごと別の相談窓口を設置するのではなく
まるごと聴いて、まるごと受け止めて、適切な支援先に一緒につながる



①就労の確保

津保護観察所や名張保護司会等の関係機関等との連携を図りながら要支援者の把握に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等をはじめとした各種支援につなぎます。

また、市と名張保護司会との協定に基づく保護観察者の就労支援や、入札参加資格者のランク付けに係る協力雇用主への加算等についても引き続き取り組みます。

②住居の確保

保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者(低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)の地域社会での定住先の確保を円滑に進めるため、「三重県居住支援協議会」に参画し、不動産関係団体や居住支援団体等との連携を図るなど、住居確保支援の取組を進めます。

③高齢者又は障害者等への保健医療・福祉サービスの利用支援

犯罪をした高齢者又は障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関等との連携を図ります。

④再犯防止に関する啓発活動の推進

名張保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するなど、再犯防止に向けた啓発に努めます。

⑤国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取組に活用します。

⑥国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国や県が実施する施策との連携・協力を努めます。また、国が進める持続可能な保護司制度の確立に向けた取組等との連携を図りつつ、保護司活動の基盤整備を進めます。

⑦関係機関等との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、「名張更生保護サポートセンター」を地域の更生保護の活動拠点としながら、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、BBS、青少年育成市民会議等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる関係機関等との連携強化を図っていきます。

計画の背景と主旨

● 成年後見制度とは

認知症高齢者や障害者などの判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人などを選任する制度が成年後見制度です。

● 背景

今後、認知症高齢者等の増加により、成年後見制度の必要性はますます高まっていくと考えられます。成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にはあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ないのが現状であり、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いと言われています。このため、制度・運用の改善や、全国どの地域でも支援を必要とする人が制度を利用できるような体制構築等、成年後見制度の利用促進のための取組が求められています。

● 国の動向

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すると規定されています。令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度から令和8年度まで)が閣議決定され、計画に基づいて施策が推進されています。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めるとしています。

また、現在、国においては、本制度について、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支えるためには、地域福祉において、どのような連携・協力体制を構築すべきかといった視点で見直しの検討が進められています。

● 計画の策定について

本市においては、本項目を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置付け、「名張市地域福祉(活動)計画」と一体的に施策を推進することとします。

名張市の取組の現状

利用状況		平成31年4月1日時点		令和6年4月1日現在	
人 口		78,920人		74,780人	
高齢者人口・ 高齢化率	65歳以上	24,349人	31.4%	26,227人	35.1%
	75歳以上	11,152人	14.4%	14,466人	19.3%
認知症高齢者数 (認知症高齢者自立度Ⅱa以上)		2,630人		2,693人	
成年後見制度利用者数 (津家庭裁判所資料)		(令和元年7月時点)198人		(令和6年7月現在)205人	
		補助人	11人	補助人	15人
		保佐人	42人	保佐人	46人
		後見人	145人	後見人	144人
日常生活自立支援事業利用者数 名張市社会福祉協議会		65人		71人	
		認知症高齢者等	12人	認知症高齢者等	11人
		知的障害者等	29人	知的障害者等	33人
		精神障害者等	22人	精神障害者等	26人
		その他	2人	その他	1人
成年後見制度市長申立件数 (平成18年以降)		(平成30年度)50件		(令和6年度見込み)53件	
後見報酬等利用助成件数		(平成30年度)16件		(令和5年度)14件 (実人数 15人分:複数後見)	

市民や関係機関等からの成年後見制度等の相談や助言、成年後見制度等申立て手続の方法についての支援を行うことを目的として、平成18年8月から伊賀地域福祉後見サポートセンター（伊賀市、名張市で伊賀市社会福祉協議会へ委託）を設立しています。また、関係機関等の協力を得て、同センターに運営委員会を設置しています。

本市の成年後見制度利用者数の割合は、県内では高い利用率となっています。

センター事業運営状況	平成30年度	令和5年度
成年後見制度利用 相談・支援	相談者数 196人	相談者数 329人
	伊賀市 78 人	伊賀市 192人
	名張市 105人	名張市 91 人
	県内・外 13 人	県内・外 46 人
福祉後見人(候補者)養成、選任・ 就任・活動の支援	福祉後見人養成研修 修了者数(累計) 252人 (平成30年度は未開催)	福祉後見人養成研修 修了者数(累計) 294人 (令和6年度開催)
	福祉後見人登録者数(就任者) 14人(3人)	福祉後見人登録者数(就任者) 12人(3人)
	伊賀市8人(2人)	伊賀市8人(3人)
	名張市6人(1人)	名張市4人(0人)
	福祉後見人連絡会 2回開催	福祉後見人連絡会 2回開催
広報啓発・研修	専門職、関係者向けの研修会 2回／年	専門職、関係者向けの研修会 2回／年
	市民等学習会、講師派遣 8件／年	市民等学習会、講師派遣 10件／年(名張市3件)
後見人支援	後見人のつどい 2回／年	後見人のつどい 4回／年
	運営委員会 4回／年	運営委員会 2回／年 実務担当者会議 2回／年
家庭裁判所との意見交換会	1回／年	1回／年

取組の内容

●権利擁護支援のための体制整備・機能の充実

地域福祉教育総合支援ネットワーク、伊賀地域福祉後見サポートセンターに設置している運営委員会の役割は次のとおりです。こうした役割を実現することにより、権利擁護支援のための体制整備・機能の充実を図ります。

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・支援体制の整備
- ・意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ・福祉後見人、生活支援員等の担い手育成・活動支援【新規】
- ・「伊賀・山城南・東大和定住自立圏」合同成年後見制度利用促進会議等による広域での連携支援の在り方に関する協議【新規】

●伊賀地域福祉後見サポートセンターの4つの機能の充実

①広報機能

住民へのシンポジウムや勉強会、関係機関等への研修会等を実施し、制度の周知啓発を図り、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図ります。

②相談機能

伊賀地域福祉後見サポートセンターや地域包括支援センター等での日常の支援や相談において、権利擁護の必要な人を早期発見し、適切に権利擁護を受けるための支援や成年後見制度の利用につなげます。

③成年後見制度利用促進機能

伊賀地域福祉後見サポートセンターにおいて養成している福祉後見人について、サポート体制やその在り方を見直すとともに、社会福祉協議会で実施している法人後見の受任体制の在り方等も検討し、多様な受任者の確保を図ります。

④後見人支援機能

親族後見人への活動支援や後見人相互の交流を図るため、「後見人のつどい」を継続的に開催し、必要に応じて、専門家等で構成する伊賀地域福祉後見サポートセンターの運営委員に助言を求めます。後見報酬を含め、福祉後見人が活動しやすい環境の整備に向けて、引き続き運営委員会での協議を行います。【新規】

社会福祉協議会が果たす主な役割

●なばり暮らしあんしんセンターによる総合的な権利擁護支援の推進

社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業、法人後見事業を実施しており、判断能力が不十分であったり、頼れる身寄りがないことで生じる様々な困難に対して、一人ひとりの「意思決定支援」を行い、その人らしい暮らしを支援します。ともに社会をつくる仲間として、「役割や出番」につながる「参加支援」を含めた事業推進に努めます。

●制度理解の促進と相談機能の強化

権利擁護支援を必要とされている方の制度(窓口)へのアクセスが少しでも身近なものになるよう、市民及び関係者への理解促進・周知を図ります。また、なばり暮らしあんしんセンターにおける初期相談機能を強化し、利用者に寄り添った支援を伊賀福祉後見サポートセンターや地域包括支援センターと協働しながら、適切な制度運用及び利用支援に努めます。

●福祉後見人へのリレー方式を目指した生活支援員・法人後見支援員の養成

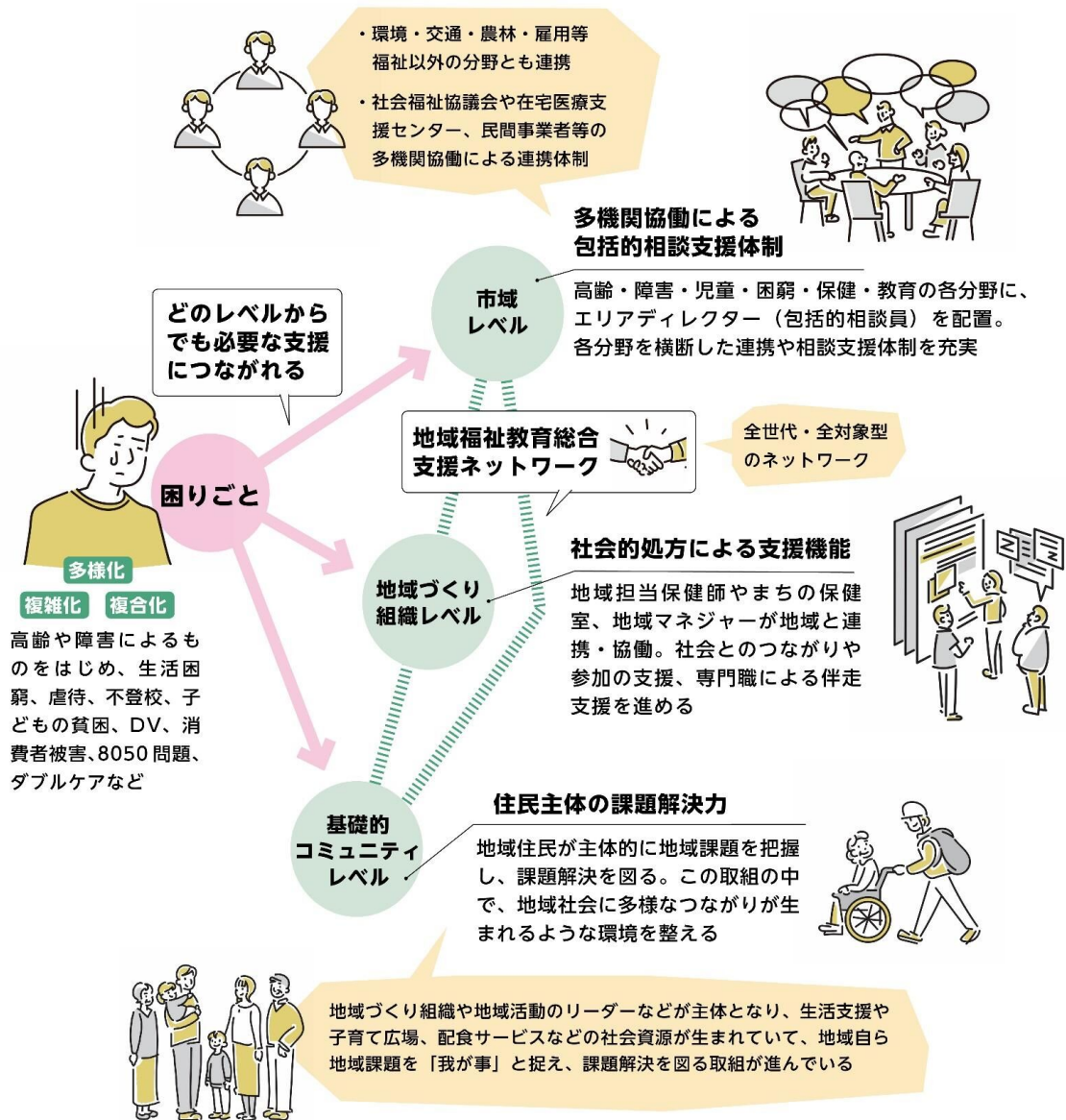
今後の成年後見制度の利用促進の取組を踏まえた需要に対応していくため、福祉後見人の養成が重要となっています。社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業における生活支援員の確保に努め、生活支援員としての経験と福祉後見人養成研修修了を要件に、法人後見支援員として後見業務の実務を重ね、福祉後見人として活躍できる人材育成に努めます。

重層的支援の推進イメージ

推進項目①より

家庭が抱える生活課題は多様化・複雑化していて、8050問題などの複合的なものも多く見られます。そうした中、市では15地域に「まちの保健室」を設置。また、地域自ら地域課題を「我が事」と捉え、課題解決を図る取組も進展しています。さらに、複合的な課題や、政策分野の狭間にある課題解決に向けて、平成28年に「地域福祉教育総合支援システム」をスタートしました。庁内横断的な支援体制とともに分野を越えた支援体制を構築し、多機関協働による取組を推進しています。

今後は、地域の社会資源や仕組みなどを基盤として、地域社会に多様なつながりを生んでいく環境を整えていくことが求められます。そして、高齢者、障害者、子どもなど各分野の連携を強化しながら、断らない相談支援・参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、専門職による伴走型支援等の「社会的処方」における支援機能の充実を図ります。これらは、重層的な支援を行っていくための全世代・全対象型包括支援センター機能を持った「地域福祉教育総合支援ネットワーク」として推進していきます。



用語説明

<5P>

・保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにはスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

<6P>

・地域包括ケアシステム

住み慣れた自宅や地域において最後まで安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、更にインフォーマルなサービスを有機的に結び付けて、切れ目なく提供することです。

<7P>

・地域福祉教育総合支援ネットワーク

各地域の相談や情報がまちの保健室を通じて、必要な支援につながるために、市域レベルでは市役所内福祉部署の高齢・障害・児童・困窮・教育・保健の各分野に配置した「エリアディレクター」が環境、交通、農林、雇用等福祉以外の関係機関などと多機関協働による包括的相談支援体制をとり、課題の解決を目指す市独自の取組です。

<10P>

・重層的支援体制整備事業

市町村全体の支援機関・地域の関係者が、地域住民の課題や困り事を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

・共創

企業や消費者、政府、研究機関など、様々なステークホルダーが協力して新たな価値を創造することです。

・新しい認知症観

認知症になっても、一人ひとりができることややりたいことを持ち、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

・アウトリーチ

生活上の様々な課題を抱えながら自ら支援にアクセスできない個人や家庭に対し、訪問支援や出向きやすい場所での相談会などにより、支援につながるよう積極的に働き掛ける仕組みのことです。

<13P>

・ファンドレイジング

単なる資金調達の手段ではなく、多くの人に社会課題と有効な解決策を共有し、理解と共感と参加を得て、課題解決まで一緒に歩む参加者の自立性維持を支えていく取組です。

用語説明

<14P>

・救急医療情報キット

急病になり、救急車を呼ぶ時など「もしも…」の時に備えて、かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れた容器「救急医療情報キット」を冷蔵庫に保管しておくものです。

<15P>

・ユースプレイス

子ども・若者の「第三の居場所」として、放課後や休日などに気軽に集まってくつろいだり、相談したりできる場所であるとともに、高齢者や地域住民との世代を超えた交流活動を実施します。

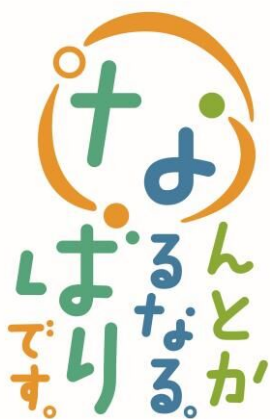
<19P>

・保護観察

犯罪や非行をした人が社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。

・BBS

Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年少女と兄や妹のような身近な存在として接しながら、少年少女が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指すボランティア団体です。



市民みんなで作ったロゴ

名張市では、まちに愛着を持ち、まちに関わる「活動人口」を増やしていこうと「シティプロモーション」の取組を進めています。まちづくりに関わる市民や学生などで構成するワークショップにより、名張ならではの魅力を表し、自分たちのまちの姿を共有できるようにしようと、ロゴ案の作成に取り組みました。

悩みや不安なことも支え合いでなんとかなる。人のつながりやあたたかさ、そして、市民から生まれるさまざまな活動がまちの自慢です。チャレンジをしたい人や元気になりたい人はぜひ名張へ。名張の市民が「なんとかなるな」の精神で受け入れます。

重複する「な」をひとつにし、円の中にいれることでつながりをイメージしています。